



平成 26 年 9 月 9 日
株式会社ザ・トーカイ

各 位

ガス事業法違反に対する嚴重注意について

弊社は、平成 26 年 9 月 4 日、関東経済産業局より、弊社が簡易ガスの事業許可を受けて供給している地点群に隣接した集合住宅で、ガス事業法（以下「法」とします。）の地点増加許可を受けずに事業を実施している事実を確認したとして嚴重注意を受けましたので、下記の通りお知らせ致します。

弊社は、今回の嚴重注意を厳粛に受け止め、再発を防止するため、法令の認識を深め、その遵守を確保する体制の整備、強化に取り組んで参ります。

記

1. 嚴重注意の内容

弊社が静岡県富士市中里において、法第 37 条の 7 第 1 項において準用する法第 8 条第 1 項の規定に基づく供給地点の増加許可を受けずに、ガスを供給している事実を確認したとして、以下の嚴重注意を受けました。

- (1) 是正措置を講じ、その内容及び結果について報告すること。
- (2) 再発防止策の有効性を検証し、その内容及び結果について報告すること。
- (3) 是正措置及び再発防止策の内容の報告については、平成 26 年 10 月 6 日までとし、その結果については、平成 26 年 12 月 5 日までに行うこと。

2. 弊社の対応

今回の嚴重注意を厳粛に受け止め、深く反省致します。

嚴重注意に従って速やかに是正措置をとり、再発防止策を策定し、周知・教育を含めた再発防止体制の整備を徹底致します。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社ザ・トーカイ リビング事業部 営業管理部 簡易ガス管理課 担当 外岡
TEL : 054-273-4833

【報道関係の方からのお問い合わせ】

株式会社 TOKAI ホールディングス 広報・IR室 担当 谷口
TEL : 054-273-4878